

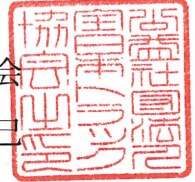


全ト協発第109号(環)

令和元年5月28日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 坂本 克己



事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年に入り、事業用自動車の飲酒を伴う事故が、トラックにおいては10件発生したこと等を受け、国土交通省自動車局安全政策課長から、別添のとおり、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用の上、運転者に対する指導監督の徹底について、一層の周知を図るよう要請がありました。

事業用自動車の運転者による飲酒運転は、トラック運送業界の社会的信頼性を著しく失墜させるばかりでなく、これまで築き上げてきた荷主等との深い信頼関係をも根底から崩壊させかねない悪質な行為であり、このような通達が発出されるに至ったことは、極めて憂慮すべき事態です。

つきましては、今般の通達を発出を契機に、事業用トラック運転者に対する指導・監督、点呼等における徹底事項に関し、貴協会傘下の会員事業者等に対する周知を徹底し、トラック運送業界の飲酒運転根絶に向け、関係者一丸となって積極的に再発防止に取り組むことを再徹底願います。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019



(参考)

「アルコール健康障害対策推進基本計画」 (平成28年5月31日閣議決定)

#### IV 基本的施策

##### 1. 教育の振興

##### (3) 職場教育の推進

- 自動車運送事業における運転者の飲酒運転の防止のため、講習・セミナー等を通じ、運行管理者・運転者に対してアルコールに関する基礎知識や飲酒運転の禁止等について周知・指導を行う。また、点呼時のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認について、更なる徹底を図る。